

確定申告の季節です

2月16日(木)～3月15日(水)

税制改正のおもな内容

老年者控除の廃止

世代間、高齢者間の公平を確保するため、65歳以上で合計所得金額が1千万円以下の人を対象とした老年者控除が、所得税については平成17年分の計算から、市県民税については平成18年度分の計算から廃止されることになりました。

公的年金等控除の改正

公的年金等控除額が、所得税については平成17年分の計算から、市県民税については平成18年度分の計算から改正されています。ただし、年金だけで暮らしているお年寄りに配慮して、公的年金等控除額の最低額70万円を65歳以上については、50万円加算し120万円とする特例措置がとられています。

65歳以上の市・県民税

65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の人にかかる非課税措置について、平成18年度分の市

県民税から廃止されました。

なお、経過措置として平成17年1月1日現在において65歳に達していた人(昭和15年1月2日以前生れ)で、前年の合計所得金額が125万円以下の人にかかる市県民税については、平成18年度分はその3分の2を減額し、平成19年度分はその3分の1を減額し、平成20年度分から全額課税となります。

定率減税の見直し

平成18年度分の市県民税から定率減税が2分の1に縮減され、市県民税にかかる定率による税額控除の額は所得割額の7.5%(現行15%)相当額(上限2万円/現行上限4万円)になります。所得税の定率減税は平成18年分から2分の1に縮減されます。

生計同一の妻に対する

非課税措置の廃止
税負担の公平性の観点から、生計同一の妻に対する非課税措置が

国民健康保険係からお知らせ

国民健康保険に加入している人は、たとえ税法上の申告義務が免除されていても、前年中の所得を申告する必要があります。

未申告のまましていると、適正な保険料賦課ができないだけでなく保険料の軽減判定や高額医療費の限度額算定等において不利益な扱いを受けるおそれがあります。

国民健康保険事業の健全な運営を図るため、必ず申告をお願いします。
国民健康保険係 ☎ 23・1130

所得税

所得税の確定申告は、昨年1年間の所得金額を総決算し、その所得金額に対する税金を確定し、納め過ぎた税金、納め足りない税金を精算するものです。

確定申告が必要な人

給与所得者の場合

給与所得者(サラリーマン)の所得税は、通常年末調整で精算されるので確定申告する必要はありません。しかし、次のような人は申告をする必要があります。

- ① 給与年収が2千万円を超える人
- ② 1カ所の給与支払者から給与を受け、給与所得および退職所得以外の合計が20万円を超える人
- ③ 2カ所以上の給与支払者から給与を受け、従たる給与の収入と給与所得および退職所得以外の所得合計額が20万円を超える人

その他の人の場合

事業所得(商業、工業、農業、漁業、医業等)や不動産所得(地代、家賃等)、配当、公的年金やその他の雑所得、満期保険金等の一時所得、不動産の売却などの所得のある人で、これらの所得合計が所得控除額の合計額を超える人は確定申告をする必要があります。

申告不要でも申告しましょう

税金が戻る場合もあります。確定申告をする必要のない人でも、次のような人は確定申告をする。給与や公的年金などから源泉

市・県民税

平成18年度の市県民税の算定の基となる昨年1年間の所得金額などを申告するものです。

市県民税の申告をされていないと、国民健康保険料や介護保険料の決定、保育園、公営住宅、福祉医療、児童手当の申請や所得・課税証明の発行などに不都合が生じることがありますので、必ず申告してください。

市県民税の申告が必要な人には、市県民税申告書を送付しますので、別紙の「市県民税申告書の書き方」をよく読んで記入の上、指定された相談日に申告してください。

市県民税申告書が届いた人で昨年収入がなかった人も申告書裏面の「⑩平成17年中に収入のなかった人の記入欄」の該当項目に記入し、表面に住所・氏名を記入し押印の上、必ず提出してください。

市・県民税の申告が必要な人

- ① 平成18年1月1日現在、市内に住所のある人で、平成17年中に次の所得があった人
- ② 商業、工業、農業、漁業、医業等の事業所得があった人
- ③ 地代、家賃、受取小作料等収入や不動産の売却などによる所得があった人
- ④ 給与所得者で、勤務先から市税務課へ給与支払報告書の提出が

必要なもの

- ① なくなった人
- ② 年中途中で退職し、再就職しなかった人や2カ所以上から給与をもらった人
- ③ 市・県民税の申告が不要な人
- ④ 税務署へ平成17年分の所得税の確定申告をする人
- ⑤ 平成17年中の所得が給与または年金だけで、その支払者から市税務課へ給与支払報告書、公的年金等支払報告書が提出されている人

印鑑(認印)
申告書が送られている人は、その申告書

各種事業所得のある人は、各種収支内訳書(収入・経費)に集計し、領収書は必ず持参してください。

農業、不動産等の事業用固定資産償却費がある人は、昨年5月に固定資産税納付書に同封した固定資産税課税明細書

給与や公的年金の源泉徴収票(必ず原本が必要です)
医療費控除を受ける人は、医療費の領収書や保険などで補てんされる金額の明細書(領収書はあらかじめ医療を受けた人、医療機関ごとに整理・集計しておくください)
社会保険料控除や生命・損害保険料控除を受ける人は、各種支払証明書や領収書

問い合わせ

所得税にNSN

長門税務署 ☎ 22・2441
タックスアンサーホームページ
<http://www.taxanswer.nta.go.jp/>

市・県民税にNSN

市役所本庁税務課市民税係 ☎ 23・1124
三隅総合支所総務課税務係 ☎ 43・0223
日置総合支所総務課税務係 ☎ 37・2143
油谷総合支所総務課税務係 ☎ 32・1117

※できるだけ指定日にお越しください。
 ※指定日にお越しただけない人は、同一会場の別日または予備日（各地区で違います）をご利用ください。
 ※市役所税務課・総合支所税務係の窓口では、申告相談を実施いたしませんので各申告会場にご来場ください。

日置地区

※指定日にお越しただけない人は、同一会場の別日または3月12日・15日をご利用ください。

月/日	曜	会 場	対 象 行 政 区	
			午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~16:00)
2/16	木	日置保健センター	亀山	古市上・亀山団地
17	金	〃	新町	原小路
18	土			
19	日			
20	月	日置保健センター	古市下	川原
21	火	〃	狩宿	狩宿
22	水	〃	炭床	黄波戸口
23	木	〃	向田	西坂本
24	金	〃	東坂本	東坂本
25	土			
26	日			
27	月	日置保健センター	大内山上	大内山下
28	火	〃	畑・国広	小野地
3/1	水	〃	野田北	野田南
2	木	〃	一円	一円
3	金	〃	日置中村	日置中村
4	土			
5	日			
6	月	日置保健センター	堀田・真口	新市・農士園
7	火	〃	上城	上城
8	水	黄波戸漁村センター	矢ヶ浦・茅刈	黄波戸 (1~4班)
9	木	〃	黄波戸 (5~8班)	黄波戸 (9~15班)
10	金	〃	黄波戸 (16~24班)	長崎
11	土			
12	日	日置保健センター	休日相談 (勤務の都合で平日に來れない人)	
13	月	〃	北山・雨乞	長行
14	火	〃	長行	長行
15	水	〃	指定日に來れなかった人	

油谷地区

※指定日にお越しただけない人は、同一会場の別日または3月5日・14日・15日をご利用ください。

月/日	曜	会 場	対 象 行 政 区	
			午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~16:00)
2/16	木	宇津賀集落センター	東立石	西立石・大畠
17	金	〃	東津黄	上津黄・西津黄
18	土			
19	日			
20	月	宇津賀集落センター	東後畑	青村・小田
21	火	山口県漁協大浦支店	大浦東	大浦西・油谷
22	水	向津具公民館	久津	大和・南方
23	木	〃	本郷・山崎	水岬・上野西
24	金	〃	田久道	白木
25	土			
26	日			
27	月	山口県漁協川尻支店	川尻東・上野東	川尻西・中ノ森
28	火	油谷総合支所第2庁舎2階会議室	大江・浅井・尾崎・里	伊上浦・岡
3/1	水	〃	宮ノ馬場・上り野・前方	須方・綾湖・貝川
2	木	〃	上蔵小田	下蔵小田
3	金	〃	中畑・渡場	掛瀨
4	土			
5	日	油谷総合支所第2庁舎2階会議室	休日相談 (勤務の都合で平日に來れない人)	
6	月	〃	赤屋・木吹・大川尻	芝崎・大坊
7	火	〃	田上・二ノ瀬・坂根・山根	札幌・河原浦
8	水	〃	亀田・植松	荒人・長久
9	木	〃	杉地・有宗・広中	稲石
10	金	〃	人丸・新別名	駅通
11	土			
12	日			
13	月	油谷総合支所第2庁舎2階会議室	大迫	東大坊
14	火	〃	指定日に來れなかった人	
15	水	〃	指定日に來れなかった人	

平成18年度 市・県民税 申告相談日程

長門地区

※指定日にお越しただけない人は、同一会場の別日または3月12日・15日をご利用ください。
 ※渋木・真木地区の会場は、渋木東集落農事集会所に変わりましたのでご注意ください。

月/日	曜	会 場	対 象 行 政 区	
			午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~16:00)
2/16	木	通公民館	通1区・通2区・通3区・通4区・通5区	通6区・通7区・通8区・通9区
17	金	〃	通10区・通11区・通12区・通13区	通14区・通15区・通16区
18	土			
19	日			
20	月	仙崎公民館	白瀧1区・南町・栄町・今浦町	白瀧2区・本町・洲崎町・錦町
21	火	〃	白瀧3区・鍛冶屋町・祇園町	中新町・旭町・大日比・新開町
22	水	〃	青海・北本町・幸町・新町	新屋敷町・大泊・鳥越1区・鳥越2区
23	木	渋木東集落農事集会所	山小根・大埜	渋木1区・渋木2区・坂水
24	金	〃	真木	渋木3区・渋木中区
25	土			
26	日			
27	月	俵山公民館	大羽山	上安田・下安田
28	火	〃	黒川・上政	小原・木津
3/1	水	〃	郷	七重・湯町
2	木	物産観光センター	田屋	湊1東区・湯本・三ノ瀬
3	金	〃	湊1西区・駅前・下郷	上郷・門前
4	土			
5	日			
6	月	物産観光センター	河原	湊2区・湊3区・湊中央区
7	火	〃	上川西2区	上川西1区・後ヶ迫
8	水	〃	大河内・小河内	境川
9	木	〃	中山・正明市1区・正明市2区	板持1区・板持2区
10	金	〃	板持3区・緑ヶ丘	板持4区
11	土			
12	日	物産観光センター	休日相談 (勤務の都合で平日に來れない人)	
13	月	〃	殿台・正明市3区・正明市4区・正明市5区	江良
14	火	〃	下川西・上ノ原	藤中・開作
15	水	〃	指定日に來れなかった人	

三隅地区

※指定日にお越しただけない人は、3月5日・14日・15日をご利用ください。

月/日	曜	会 場	対 象 行 政 区	
			午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~16:00)
2/16	木	宗頭文化センター	一の瀬	三隅中畑・杉山
17	金	〃	滝坂	滝坂
18	土			
19	日			
20	月	宗頭文化センター	兔渡谷	樅の木
21	火	〃	宗頭 (1~4班)	宗頭 (5~9班)
22	水	三隅農業者トレーニングセンター	上中小野	麓
23	木	〃	下中小野	辻並
24	金	〃	市・生島	津雲・飯井
25	土			
26	日			
27	月	三隅農業者トレーニングセンター	三隅中村	土手
28	火	〃	湯免・久原	大竹・正楽寺
3/1	水	〃	平野・二条窪	
2	木	〃	向山	上東方
3	金	〃	豊原 (上・下蓼原)	豊原 (左記以外)
4	土			
5	日	三隅総合支所2階会議室	休日相談 (勤務の都合で平日に來れない人)	
6	月	野波瀬漁協会館	野波瀬 (1~7班)	野波瀬 (8~15班)
7	火	三隅勤労者スポーツセンター	小島 (堂組・中組)	小島 (上組・西組)
8	水	〃	小島 (鬼崎組)	下東方
9	木	〃	浅田 (1・2・3・6班)	浅田 (4・5班)
10	金	〃	殿村新開・向開作	上ゲ
11	土			
12	日			
13	月	三隅勤労者スポーツセンター	沢江	
14	火	三隅総合支所2階会議室	指定日に來れなかった人	
15	水	〃	指定日に來れなかった人	